

別紙 2 (巡回健診等届添付用)

診療用エックス線装置に係る構造設備の概要

1 使用予定のエックス線装置に関する事項

製作者				
型式				
定格出力	連続	kV	mA	
	短時間	kV	mA	sec
		kV	mA	sec
		kV	mA	sec
蓄方式	kV	μF		
X線管球数				
用途	①	②	③	

2 エックス線診療室の構造

画壁等		材料等	厚さ (cm)	医療法施行規則第30条の4第1項に基づく適合性※1
天井				
床				
周囲の画壁	東			
	西			
	南			
	北			
出入口の扉				
その他の開口部				
装置を操作する場所	操作室			
	その他			

※1 エックス線診療室の画壁等を管理区域の境界とする場合は、医療法施行規則第30条の26に基づく適合性

添付書類

- 1 移動健診施設の全体図 (エックス線診療室の位置を赤線で囲むこと)
- 2 エックス線診療室図は、周囲各室並びにエックス線管の位置及び照射方向、装置 (機器) の配置、エックス線管中心から天井、床、周囲の画壁外側までの距離 (メートル)、防護物の材料・厚さ並びに管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示位置、出入口の位置、監視窓の位置等を明示したものとする。(管理区域は赤線で囲むこと)
- 3 「医療法施行規則第30条の4第1項又は第30条の26」の根拠となるしゃへい計算書
- 4 装置等が複数の場合は、別様として添付のこと。